

令和4年度法務省委託「Myじんけん宣言」プロジェクトの周知 及び広報に関する留意事項

1 バナー広告

(1) バナー広告（誘導用）は、グーグル合同会社、ヤフー株式会社の提供する次の広報媒体を使用する。

ア Google Display Network

イ Yahoo! Display Ads

※ ただし、上記媒体と同等以上の広報効果が得られる他の媒体がある場合は提案すること。その場合は、根拠資料や理由等、必要な情報を提案書中に明記すること。

(2) 掲出先サイトは当センターが指定するものに限定すること。

(3) バナー画像クリック数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすものとする。

ア Google Display Network

広報実施回数3回 各期間5,000クリック以上

イ Yahoo! Display AD Network

広報実施回数3回 各期間5,000クリック以上

※ 掲出においては当センターと協議のうえ、別途グーグル合同会社、ヤフー株式会社と連携し効果的・効率的な配信運用に努めること。

(4) バナー広告で掲載する画像は、令和3年度に制作したものを当センターから提供する。

ただし、広報効果が高いデザイン等を新規で提案する場合は、それにより制作した画像は、法務省の人権擁護機関等による上映・複製・配布等について、いかなる制限もなく永続的に使用できるように権利処理を行うこと。

2 SNS広告

(1) 次の広報媒体による動画広告とする。

ア Twitter

イ Facebook

ウ Instagram

※ ただし、上記媒体と同等以上の広報効果が得られる他の媒体がある場合は提案すること。その場合は、根拠資料や理由等、必要な情報を提案書中に明記すること。

(2) 動画再生数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすものとする。

ア Twitter 計10,000回以上の視聴完了

イ Facebook 計10,000回以上の視聴完了

ウ Instagram 計3,000回以上の視聴完了

※ 掲出においては当センターと協議のうえ、効果的・効率的な配信運用に努めること。

(3) 配信する動画は、令和3年度に制作した以下3点の15秒CMを参考に、新たに優れた「Myじんけん宣言」を取り上げ制作すること。

なお、制作した動画については、法務省の人権擁護機関等による上映・複製・配布等について、いかなる制限もなく永続的に使用できるように権利処理を行うこと。

(参考)「Myじんけん宣言」投稿募集中！(15秒CM)

ver.企業動画タイプA <https://youtu.be/PB8vWwsu2wE>

ver.企業動画タイプB <https://youtu.be/FgoQyIGNgu6M>

ver.企業動画タイプC https://youtu.be/_qhWSFYXoTQ

3 YouTube (インストリーム広告)

(1)「YouTube TrueView」による動画広告とする。

(2)ターゲティングについては、当センターが指定する範囲から選定すること。

(3)動画再生数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすものとする。

計75,000回以上の動画視聴完了

(4)配信する動画は、上記「2 SNS広告」と同一の動画を使用すること。

4 新聞広告

(1)サイズやカラーは問わないが、全国紙で実施すること。

(2)「Myじんけん宣言」ウェブサイトに誘導する内容であること。また、優れた「Myじんけん宣言」を掲載すること。

5 広報時期

広報時期は以下を想定

(1)「Myじんけん宣言」プロジェクトの開始から1年となる令和4年7月下旬から8月中旬

(2)「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)の策定から2年となる令和4年10月

(3)人権週間：令和4年12月4日(日)～10日(土)